

仕 様 書

1 業務名

岡山学校給食センター学校給食配送員派遣業務（単価契約）

2 業務内容等

- (1) 本市が提供する配送用自動車を使用し、給食等を積載した配送用コンテナを、岡山学校給食センターから各受配校（別表1参照）に配送する。給食終了後、各受配校から配送用コンテナに残さい・食器等積載し、岡山学校給食センターに配送する。
（別表2参照）
- (2) 本市が作成した「配送作業管理マニュアル」及び「岡山学校給食センター配送業務手順」に沿って作業する。
- (3) 長期休業中（夏休み）に、トラック・車庫・コンテナ等の清掃等を行う。
- (4) 配送用自動車は2 t車で4台使用する（4台のうち、マニュアルミッション車1台、テールゲートリフター付1台）。

3 派遣労働者の業務遂行上の留意事項

- ①給食等を積載した配送用コンテナは、各校指定の場所へ安全かつ確実に搬入を行うこと。
- ②交通規則を遵守し安全運転を心掛け、急ブレーキ、急発進、急ハンドルは極力避けること。特に、学校敷地内及び通学路においては、児童生徒及び第三者に最大限の注意を払い、事故防止に努めること。
- ③学校給食センター及び受配校内敷地内では、禁煙すること。
- ④貸与される白衣、帽子、マスク、安全靴を着用し、調理場及び受配校の配膳室にコンテナを搬出入の際は、調理場等を汚染しないよう、清潔で安全な履き物で入出すること。
- ⑤学校給食の趣旨を理解し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をはじめ関係法令を遵守し、衛生管理の徹底に努めること。
- ⑥本市の負担により、毎月2回、赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌の検便検査を行うため、指定した日時場所に検体を提出すること。
- ⑦ドライブレコーダーを設置することで収集及び記録された画像、音声等の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岡山市教育委員会が管理する公用車におけるドライブレコーダーにより収集し、及び記録した個人情報の取扱規程（令和2年市教育委員会訓令甲第13号）を遵守すること。

4 責任の程度

- (1) 権限の範囲：学校給食配送員
- (2) トラブル・緊急対応：なし

(3) 成果への期待・役割：岡山学校給食センターから受配校への給食配送等

(4) 所定外労働：なし

5 就業場所

岡山市立岡山学校給食センター他

6 派遣期間

令和8年4月1日から令和8年7月31日まで

7 勤務日等

(1) 勤務日

給食予定基礎表（別表3参照）の給食実施日（学校行事等により、変動あり）及び本市が指定する日。休日は、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条第1項に規定する市の休日。

(2) 就業時間等（予定）

ア 給食実施日

① 9時から15時15分までの間で1日5時間15分（休憩1時間を除く）

② 9時15分から15時30分までの間で1日5時間15分（休憩1時間を除く）

③ 11時から15時まで1日3時間30分（休憩30分を除く）

※基本的には1日につき①と②が各1人、③が2人（計4人）。場合により、補助等のために4人に加え1人追加で派遣依頼することがある。

イ 長期休業中等

① 9時から12時までの間で1日3時間（休憩なし）

8 派遣人数

1日あたり6人以内とする。

9 予定総時間数

1,416時間以内

10 派遣労働者の条件

(1) 2t車が運転可能な運転免許証を取得していること。

(2) コンテナの積み下ろしができること。

(3) 2t車の運転技能等に問題がない者であること。

(4) 無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定する。

(5) 協定対象派遣労働者に限定しない。

(6) 原則として派遣期間を通じて同じ者であること。

11 提出書類等

(1) 契約締結時に、全ての派遣労働者（休暇及び欠勤した場合にその代替を行う者を含

- む)の氏名、生年月日、連絡先を記載した「従事者配置表」、健康診断結果の写しを提出すること。
- (2) 派遣元及び派遣労働者は、必要に応じて派遣先より運転免許証の確認を求められた場合は誠実に対応すること。

12 業務の従事制限

- (1) 派遣元は、次のいずれかの場合に該当する者を派遣してはならない。
- ①検便検査の結果、陽性であった場合（再検査を実施し、陰性の結果が判明するまでは、派遣しないこと。）
 - ②下痢、発熱、腹痛又は嘔吐をしている場合
 - ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律（感染症予防法）に規定する感染症またはその疑いがある場合
 - ④ノロウイルス等食中毒菌を原因とする感染症又はその疑いがある場合
 - ⑤化膿性疾患が手指にある場合

13 派遣料の支払

- (1) 派遣料の計算期間は、月の初日から月の末日までの1ヶ月とする。
- (2) 基本単価に、それぞれの月毎の全派遣労働者の実労働時間を乗じて得た額の総計に消費税及び地方消費税の額を加算した額（1円未満の端数については切り捨てる）を派遣料とする。なお、各日の各派遣労働者の実労働時間は15分単位（端数については切り捨てる）、各月の全派遣労働者の実労働時間の総計も15分単位（端数については切り捨てる）で計算するものとする。
- (3) 給食を実施しない受配校がある場合は、本市が必要な人数を事前に派遣元に通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、配送業務を実施した人数に算入する。
- ①学校行事等による都合で、本市が当該日の前日までに派遣元に通知しなかった場合
 - ②台風、大雪、地震などの天変地異、又はインフルエンザその他の疾病の流行による場合で、当該日の午前8時30分までに派遣元に通知しなかった場合

14 その他

本仕様書及び契約書に記載がない事項又は疑義が生じた事項については、本市と派遣元の協議により決定する。

別表1

受配校等詳細

施設名	所在地	電話番号
岡山市立岡山学校給食センター 【受配校】	岡山市中区赤田151-1	(086)272-8071
岡山市立岡輝中学校	岡山市北区岡町12-17	(086)224-0358
岡山市立東山中学校	岡山市中区御幸町13-3	(086)272-2168
岡山市立操山中学校	岡山市中区国富三丁目11-1	(086)272-2248
岡山市立竜操中学校	岡山市中区赤田188-1	(086)272-9696
岡山市立上南中学校	岡山市東区金田722	(086)948-3403

	食数	児童生徒
【受配校】		
岡山市立岡輝中学校	303	268
岡山市立東山中学校	452	410
岡山市立操山中学校	623	566
岡山市立竜操中学校	989	906
岡山市立上南中学校	179	149
合計	2,546	2,299

※食数及び児童生徒数は令和8年度の5月1日の見込みの数。また、食数は教職員等を含む数

	令和8年度
年間給食回数	67

*ただし、年間給食回数は予定数で、年度中に変更する場合あり